

## 既成宅地防災工事等助成要綱

### (総則)

第1条 この要綱は、崖崩れが発生するおそれがある崖や崖崩れが発生し、二次災害のおそれがある崖に対し、所有者が防災を目的とした工事を行うために、必要となる費用を助成することにより、市民の生命を守ることを目的とする。

2 対策工事に必要となる費用については、補助金等交付規則（昭和47年横須賀市規則第33号。以下「規則」という。）に定めがあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 崖 地表面が水平面に対し30度以上の角度をなす土地で、かつ、高さが2メートル以上のものをいう。

(2) 所有者 崖崩れが発生するおそれがある土地若しくは発生した土地の個人所有者又は崖崩れにより被害を受けるおそれがある保全家屋等若しくは被害を受けた保全家屋等の所有者(居住の用に供してある建築物を所有する法人を除く。)をいう。

(3) 保全家屋等 居住の用に供している建築物、市が風水害時避難所に指定している町内会館又は寺院若しくは神社及び別表第1に掲げる施設をいう。

(4) 既成宅地 崖崩れにより保全家屋等に被害のおそれがある土地又は崖崩れにより保全家屋等が被害を受けた土地をいう。

(5) 工事 次条に掲げる既成宅地防災工事及び立木伐採工事をいう。

(6) 工事計画書 位置図、平面図、断面図、構造図、展開図、構造計算書、委任状、公図、現場の写真及び工事見積書をいう（立木伐採工事については、断面図、構造図、展開図、構造計算書及び公図を除く。）。

### (助成の対象となる工事)

第3条 助成の対象となる工事は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げるものとする。

(1) 既成宅地防災工事 既成宅地内にある崖に別表第2に掲げる構造物（当該構造物の高さが2メートル以上のものに限る。）及び別表第3に掲げる附属施設を設置する工事で、宅地造成等規制法の一部を改正する法律

(令和4年法律第55号)附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた同法の規定による改正前の宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第8条第1項又は都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条に規定する許可を受ける必要のないもの。建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項に規定する確認を要する構造物である場合は、当該確認を受けているものに限る。)

(2) 立木伐採工事 第5条第1項に規定する土地に生えている立木(目通り直径が20センチメートル以上で、かつ、樹高が5メートル以上のものに限る。)で、かつ、当該立木が倒れることによりがけ崩れを誘発し、がけ崩れにより保全家屋等に被害を及ぼすおそれがあるものを切断し、搬出处分するまでの作業。

2 前項第2号で立木を切断する高さは根本から2メートル以下とする。ただし、崖の安全性に支障があり周辺に影響を及ぼす可能性があると市長が認める場合はこの限りではない。

(助成を受けることができる者)

第4条 資金の助成を受けることができる者は、所有者で市税を滞納していないものとする。

2 同一の所有者に対する助成は1回限りとする。この場合において、同一年度の同一筆、同一保全家屋等の所有者が申請する工事において土地及び保全家屋等を複数の者で共有している場合は、共有者全員を同一所有者とみなす。

3 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものに対する助成は、当該各号に掲げる回数とする。

(1) 同一の既成宅地に上崖と下崖が存し、かつ、対象となる保全家屋等が異なる場合、各々の崖につき1回

(2) 既成宅地防災工事を行った箇所以外の箇所でがけ崩れがあり、かつ、二次災害の防止を目的として申請する場合、当該二次災害の防止を目的とする工事ごとに1回は除くものとする。

(助成の対象となる土地)

第5条

(1) 崖の下端からの水平距離が、崖の高さに相当する距離の2倍の範囲内に保全家屋等が存する土地に接する崖又は崖の上端からの水平距離が、崖の高さに相当する距離の範囲内に保全家屋等が存する土地に接する崖で、かつ、崖と反対側の保全家屋等の端から水平角で30度以内にある崖。

(2) 人工地盤が設けられている場合は、当該人工地盤の投影部分を除く部分（当該部分と同時期に、自費で、人工地盤の投影部分の既成宅地防災工事を行う場合に限る。）

(助成の金額)

第6条 資金の助成額は、予算の範囲内において次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 既成宅地防災工事

ア 助成対象となる工事費の額に2分の1を乗じて得た額と市が定める基準に基づいて算定した工事費の額に2分の1を乗じて得た額のいずれか低い額（1件につき500万円を限度とする。）

イ 測量設計に係る費用に2分の1を乗じて得た額（1件につき5万円を限度とする。）

ウ 地質調査に係る費用に2分の1を乗じて得た額（1件につき30万円を限度とする。）

(2) 立木伐採工事 工事費の額に2分の1を乗じて得た額と市が定める基準に基づいて算定した工事費の額に2分の1を乗じて得た額のいずれか低い額（1件につき30万円を限度とする。）

2 前項に規定する助成額に1,000円未満の端数があるときは、その端数の額を切り捨てるものとする。

(事前相談)

第7条 工事に要する費用の助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、当該工事の内容等について、事前に市長と相談するものとする。

2 市長は、前項の事前相談があったときは、当該土地が第5条の規定に該当するか否かを審査し、当該申請者に回答するものとする。

3 市長は、前項の規定により助成できる旨の回答をした場合は、これらの工事の内容が分かる書面を助成の申請前に提出させることとする。

(工事施行者)

第8条 工事の施行者は、契約規則（平成19年横須賀市規則第22号）第5条第2項に規定する競争入札参加有資格者名簿に登録された市内業者とする。

(添付書類)

第9条 規則第4条第3号に規定するその他参考となる書類は、次に掲げるものとする。

(1) 工事計画書

- (2) 申請箇所の土地の登記事項証明書
  - (3) 申請者以外の者が所有する土地の工事にあつては、当該土地の所有者の承諾書の写し
  - (4) 申請者以外の者が所有する土地に隣接する土地の工事にあつては、隣接土地所有者の承諾書の写し
  - (5) 設計に係る領収書の写し（立木伐採工事を除く。）
  - (6) 地質調査の報告書及び当該調査に係る領収書の写し（立木伐採工事の場合を除き、既成宅地防災工事において地質調査を行った場合に限る。）
  - (7) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域内の工事にあつては、同法第7条第1項の規定による許可を受けていることを証する書類の写し
- （工事の着手）

第10条 助成交付の決定通知（補助金等交付決定通知）を受けた申請者（以下「助成決定者」という。）は、助成交付の決定通知を受けたあと、速やかに工事に着手しなければならない。

2 前項の工事に着手したときは、助成決定者は速やかに市長に工事着手届（別記様式）を届け出なければならない。

3 前項の工事着手届には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 工事名
- (2) 工事場所
- (3) 工事期間

（助成決定者の責務）

第11条 助成決定者は、工事等の施工に当たっては、近隣住民等との関係に十分配慮するよう努めなければならない。

2 助成決定者は、工事に当たり景観に配慮するよう努めなければならない。

（実績報告）

第12条 規則第10条に規定する市長の定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 工事写真
  - (2) 完成した工事の成果が確認できる書類
- （財産処分の制限）

第13条 規則第15条に規定する市長が定める期間は、5年間とする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

(関係要綱の廃止)

2 次に掲げる要綱は、廃止する。

(1) 既成宅地防災工事等助成要綱(昭和52年4月1日制定)

(2) 既成宅地地すべり対策工事助成要綱(平成3年4月1日制定)

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年5月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1(第2条関係)

- |   |   |
|---|---|
| 1 | 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する老人福祉施設               |
| 2 | 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第5条第1項に規定する身体障害者社会参加支援施設    |
| 3 | 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する児童福祉施設              |
| 4 | 生活保護法(昭和25年法律第144号)第38条第1項に規定する保護施設               |
| 5 | 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第39条第1項に規定する母子・父子福祉施設 |
| 6 | 全各項に規定するもののほか、これらに類する社会福祉施設                       |
| 7 | 幼稚園及び特別支援学校                                       |

8 病院、診療所及び助産所（入所施設を有するものに限る。）

別表第2（第3条第1項関係）

コンクリート擁壁  
 コンクリート張  
 ブロック積擁壁  
 法枠  
 落石防止柵  
 コンクリート土留柵

別表第3（第3条第1項関係）

附属施設の種類	助成の対象となる工事
1 排水施設 (1) 側溝 (2) 集水枳 (3) 排水管	防災施設の基礎（上端）を延長した範囲内の工事
2 コンクリート叩き	既設施設を撤去した場合の新設工事
3 アスファルト舗装	既設施設を撤去した場合の新設工事
4 コンクリート舗装	既設施設を撤去した場合の新設工事
5 転落防止柵（柵高1.2メートル以上で転落防止機能を有する標準的なもの）	防災施設の上端の延長から0.5メートル以上の範囲内の工事